

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表
 ○排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

第一条（略）

第一条（略）

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から六年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考第一項において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、二年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2～3（略）
 第三条（略）

2～3（略）
 第三条（略）

附則別表

附則別表

有害物質の種類 一・四―ジオキサン (単位 リットル につきミリグラム)	業種その他の区分 (削る)		許容限度 (削る)
	エチレンオキサイド製造業	六	
	エチレングリコール製造業		
	(削る)	(削る)	(削る)

有害物質の種類 一・四―ジオキサン (単位 リットル につきミリグラム)	業種その他の区分		許容限度
	感光性樹脂製造業	二〇〇	
	エチレンオキサイド製造業	一〇	
	エチレングリコール製造業		
	ポリエチレンテレフタレート製造	二	

<p>備考</p> <p>中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p>	(削る)	
	(削る)	

<p>備考</p> <p>1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。</p> $\sum C_i \cdot Q_i$ <p>この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の1・4リットルにつきミリグラム)</p> <p>Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q 当該下水道から排出される排水水の通常量(単位 一日につき立方メートル)</p>	業	二五
	<p>下水道業(感光性樹脂製造業に属する下水道法上の特定事業場)という。から排出される水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。</p>	

